

2012年11月22日

東松山市教育長 中村幸一様

日本共産党東松山市議団  
武藤 晴子  
蓮見 節  
小野美佐子

## 児童生徒の問題行動に対する指導についての要望書

日頃の教育行政に対するご奮闘に敬意を表します。

さて、去る10月18日、市内中学生が「暴行罪」で東松山警察署に逮捕された件につき、同25日、教育長から、市議会全員協議会に対し、口頭にて経過報告がありました。

それによると、事件は「10月17日、午後一時半頃、制服を着て登校したが、頭髪やピアスをつけるなどに改善が見られなかった生徒が、そのまま教室に入ろうとした。教員が注意すると、生徒は襟首をつかんだ。それを制止した男性教員に殴る、けるなどの暴行をはたらいたため、『一線を越えた』と校長が判断し、『暴行罪』で告訴し逮捕されるに至った」というものでした。

質疑において、事件の前に生徒の保護者から直接相談を受けていた議員から、「生徒は、事件の前日、ある先生から『服装がちゃんとすれば教室に入れるよ』と声をかけられ、希望をもっていた」との指摘があり、報告と食い違う点が指摘されました。市議会は「食い違いをもう一度はつきり調査し、再度報告すること」を教育長に求めました。それに対し、11月1日、教育委員会から「調査結果」と「生徒の問題行動への指導方針」が議会に報告されました。

日本共産党議員団は、この間、生徒の保護者及び生徒を知る人たちから相談を受け、さらに、教育委員会とも意見交換を行ないました。党市議団はこれまでの独自の調査に基づき、この度の事件から得た教訓や問題点の概略を以下に述べ、児童生徒の「問題行動」に対する指導について、一層の努力と改善を要望するものです。

報道によれば、滋賀県大津市の中学校の「いじめ自殺事件」をきっかけに、7月以降、深刻化するいじめ対応に悩む学校が警察を頼る動きが加速しています。埼玉県を含む10都府県の教育委員会は、警察との連絡体制を整備し、警察も学校と連携して深刻ないじめ被害に対し原則的に即時対応するとのこと。従来、学校は児童生徒の問題行動について校内で解決することが一般的でした。その理由は、警察への通報で学校と生徒との信頼関係が崩れ指導が難しくなることや、個人情報が出ることがためらわれたためでした。

今回の事件が警察の力を借りなければならぬほど深刻なものであったか否かは関係者の間で意見が分かれるところです。しかし、児童生徒を教育する義務を果たすべき保護者、学校、教育委員会は、生徒の問題行動(暴行)を誘発した原因を深く掘り下げ、さらに、告発・逮捕に至った指導のあり方とこれまでの係わり合いを深く見つめ直し、二度と同じ事件が繰り返されないように互いに努力することが求められています。

この度の事件を通して、一般的に、子どもの「問題行動」や「規律違反」に対し、学校の対処はどうあるべきか？ なぜ暴力を誘発するに至ったか？ 子どもの「学習権」はどう保障されるべきか？ 親

の気持ちに寄り添った信頼し合える連携をどうつくったらよいか？ さらに、まだまだ未熟な子どもたちの教育・指導に当たる教師への指導・援助はどうあるべきか？などが改めて問われています。

こうした問題について、「国立教育政策研究所生徒指導研究センター」が平成 18 年 5 月に出した『『生徒指導体制のあり方についての調査研究』報告書 ―規範意識の醸成を目指して―』は、生徒指導の在り方について重要な指摘を行なっています。

報告書は「児童生徒に対しては『見守り』や『受容』の姿勢は持ちつつも、成長過程の子供には、間違っていることは間違っていると指摘し、そのバランスを重視しながら粘り強く指導することが大切である。そうすることが児童生徒が自ら規範を守る理由を理解し、規範を内面化していくことにつながる」と指摘しています。報告書は、また、「問題が大きくなる前に、小さな問題行動に対して指導基準に従って毅然とした態度で対応する」とする一方で、「全教職員が指導基準を理解し、教員により対応が異なる、あるいは子どもによって指導（懲戒）が異なるなど公正さを欠くことがないようにすることが重要だ」と指摘しています。

報告書は、生徒指導の対応に関する基準を明確化し、それを児童生徒又は保護者等に周知徹底し、その上で、問題行動や非行等に対して、あらかじめ定められている規則や罰則に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と、毅然とした粘り強い指導を行っていくことが大切であると指摘しています。

報告書が目指す生徒指導のあり方の基調は、生徒指導はTPOに応じて使い分けられる必要があり、「ガイダンスやカウンセリングマインドを柱とした生徒受容型」を基本としながらも、規律の遵守や危機回避に対しては「毅然、厳正なるゼロトレランス(寛容ゼロ)型」が適応されることが望ましいとするものです。生徒に寄り添い悩みを受け止めるガイダンスなしに、厳格なルールへの適応のみが行なわれれば、管理教育への逆戻りが懸念され、規範意識の醸成は果たされないでしょう。現場教師にはこのような両面の対応が求められ、教職員への十分な研修・指導が保障される必要があると考えます。

新「教育基本法」のもとで、文科省は「規範意識教育」を重視してきました。大津市のいじめ事件の舞台となった中学校は、市内で唯一の「道徳教育推進指定校」で、事件を起こした学年は1年生のとき「ルールを守ろう」などの規範教育に取り組んだ学年でした。

大津中の事件から、現実にいじめや暴力が行なわれている中で、「規範」を声高に教え込むことは、「規範」とは表面的で軽いものだと教えることに等しい、という専門家の指摘もあります。あるいは、生徒の内面理解や成長と無関係に「規範意識」を押し付ければ、「面従腹背」という、人格形成において最悪の結果を招きかねない、と多くの教育者が指摘するところです。

必要なことは、「規範」を上から力づくで押し付けるのではなく、規範が破られてしまう直接的な要因、学習環境、家庭環境、学校環境、人間関係などを現実的に改善し解決していく中で、規範が主体的、内面的に身につく指導であり教育ではないでしょうか。

今回の事件を通して、すべての子どもたちの人権が尊重され、「学ぶよろこび」と「たのしく通える学校づくり」のために、保護者、学校、教育委員会が心と力をあわせることの大切さが明らかとなりました。

学校、保護者、教育委員会等のたゆまぬ努力によって、この度の「事件」の背景や課題、問題点が明らかにされ、児童・生徒の「問題行動」に対する指導がより一層改善され、充実されることを願い、下記のとおり要望いたします。

## 記

- 1 学校と保護者等との連携を密にするために、保護者が希望すれば、保護者が求める中立的な第三者の協力を得て、保護者・学校が協働して子どもの立ち直りのための方策を共有すること
- 2 「別室指導」においても、子どもの教育を受ける権利を最大限保障し、学習が保障されること
- 3 児童生徒の「問題行動」に対する指導は、安易に警察力に依存しないこと
- 4 「問題」児童生徒の指導記録を作成し、全教職員が共通認識を持って同一の指導を行なうこと
- 5 教育センターを活用し、きめ細かな学習援助を行なうこと
- 6 「規範意識教育」は機械的・形式的に行なうのではなく、児童生徒の立場に立って、児童生徒の主体性・自主性を尊重するものであること
- 7 児童・生徒の「問題行動」に対する指導・処分は感情的であったり、他の児童生徒への「見せしめ」であったりするような指導・処分にならないこと
- 8 教育的な観点から安易な判断のもとで懲戒が行なわれることがないよう、懲戒の必要性を慎重に検討し行うこと
- 9 懲戒を行なうにあたって、十分な事実関係の調査、本人等からの事情聴取等の弁明の機会の設定、保護者を含めた必要な連絡や指導、適切な通知など、適正な手続きを経て決定すること
- 10 体罰に当たるような懲戒は認められないこと
- 11 機械的、形式的な懲戒とならないように留意すること
- 12 懲戒の理由が児童生徒・保護者に十分理解されていること
- 13 懲戒を行なうにあたっては不公平、不当さがあるような処分ではないこと
- 14 教師間で指導や処分に差やブレが生じないように留意すること
- 15 処分中又は事後の教育的な指導が適切に果たされること
- 16 懲戒が行なわれた児童生徒及び保護者の情報は、他の児童生徒及び保護者への指導・説諭の際に例として挙げられることがないようにし、個人情報 は固く保護されること

以上